

第2期
梶原町地域公共交通計画

(案)

目 次

1. 計画区域及び計画期間	1
1-1. 計画の区域	1
1-2. 計画の期間	1
2. 計画の基本的な方針	2
2-1. 課題の洗い出しの結果	2
2-2. 本町の地域交通が目指す姿	3
2-3. 計画の目標	4
3. 計画の推進	5
3-1. 基本方針の整理	5
3-2. 具体的施策の整理	5
3-3. 目標値とその評価指標の設定	20
3-4. 計画を推進するために導入する事業	27
3-5. 評価及び検証	28

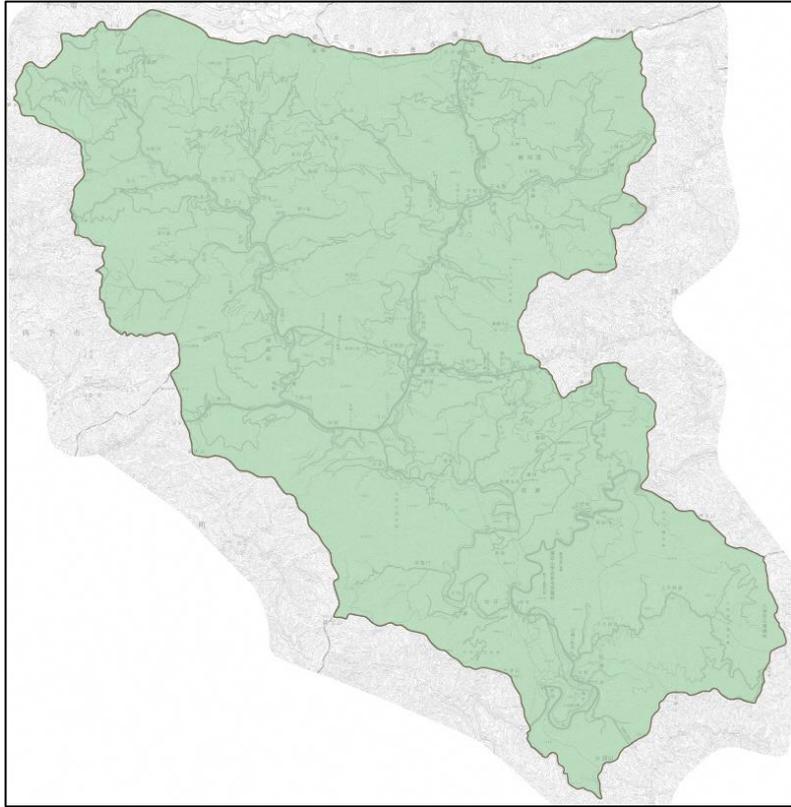
1. 計画区域及び計画期間

1-1. 計画の区域

本町中心部には行政機能に加えて、商業や観光などのサービス機能、医療機関や金融機関、そして他の自治体への交通結節点機能が集積しており、本町内での生活維持に最低限必要な機能や移動が完結していると考えられる。このことから、本計画の計画区域は梶原町全域とする。

ただし、隣接する自治体であり、生活圏を共有する津野町、須崎市、愛媛県久万高原町、鬼北町も連携する対象として施策に応じて協議を行う。

図：計画の区域 [梶原町]



1-2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月末日までの5年間とする。

この計画期間内に様々な実施事業に取り組み、後述する「目指す将来像」、「計画の目標」の実現を目指す。

2. 計画の基本的な方針

2-1. 課題の洗い出しの結果

本町の現況分析及び第1期（前期）計画の進捗状況等を踏まえ、第2期計画に求められる課題を次のとおり整理する。また、それぞれの課題で特に解決が求められる内容や率先して取り組むべき事項を併せて整理する。

課題：実際に運行する公共交通網の利便性向上が求められている

- ・地域の移動ニーズに対応して柔軟に運行し、持続する公共交通網であることが求められている。
- ・愛媛県方面への移動ニーズに対応した路線が求められている。
- ・デマンドおちめん線とデマンドしまがわ線について、月曜運行が強く要望されている。
- ・四万川区では梶原中心部まで直通できる移動が求められている。
- ・路線バスの運賃低廉化が求められている。
- ・コミュニティバスの予約がもっと柔軟にできることが求められている。
- ・高知高陵交通の乗務員不足対応にリンクした取り組みが求められる。

課題：運行に関するわかりやすい情報発信が求められている

- ・わかりやすい運行情報の周知活動の継続が必要。
- ・住民との対話を通じた意見交換や利用方法の説明が有効である。
- ・集客施設や乗り換え拠点において、わかりやすい情報掲示が求められている。
- ・事実と異なる口コミ情報への対応が求められる。
- ・来訪者が公共交通網を利用しやすくなる情報発信が求められる。
- ・突然の運休などの情報を適切に発信することが求められている。

課題：新しい公共交通利用者を喚起する必要がある

- ・地域の公共交通網や利用方法を知ることができる場が求められている。
- ・公共交通の乗り物を実際に体験できる機会が求められている。
- ・公共交通利用のマナーを知る機会が求められている。
- ・子どもの頃から地域の公共交通を利用できる環境が必要である。
- ・車の運転に区切りをつけるきっかけとなる機会が求められる。

課題：地域の様々な分野との連携が求められている

- ・移動制約者の見守りが福祉の面から必要である。
- ・土地勘のない来訪者でも利用しやすい公共交通網が求められている。
- ・マルシェ・ユスハラでのバス待ち利用がもっと知られる必要がある。
- ・子どもたちの通学手段との整理が求められている。
- ・環境保全の意識と連携した公共交通網の在り方が求められている。
- ・中心部の賑わい創出に貢献できる公共交通網が求められている。

2-2. 本町の地域交通が目指す姿

(1) 本町の地域公共交通が目指す将来像

本町の公共交通網の利便性向上と利用の活性化が実現することで、実現させるべき“目指す将来像”は、第1期地域公共交通計画の理念を踏襲するものとし、本計画においてさらに強力にその実効性を高めていくことを目指す。

目指す将来

生活の維持のために必要な移動手段として、町内外を結ぶ公共交通網が快適に機能し、それが地域の状況に合わせて持続することで、町内に暮らす人々が安心していつまでも住み慣れた場所での生活を続けられる。

また、コンパクトなまちづくりを実現し、本町の魅力である優れた自然及び環境保全の取り組みに貢献する。

(2) 本町の公共交通網が果たす役割

本町の公共交通網が地域のために果たす役割を、次のとおりモード別に整理する。

公共交通のモード	対象となる事業・路線	果たすべき役割
地域間幹線系統	・須崎－梶原線 (高知高陵交通)	本町と須崎市、津野町をつなぐ路線であり、乗り換えて高知市まで移動が可能となる本町における幹線系統とする。
地域内幹線系統	・町内のバス路線 (高知高陵交通)	町内の各区の拠点と中心部をつなぎ、住民の生活を支える移動手段として機能する。また、朝夕は通学便としての役割も担う。
フィーダー系統	・梶原町コミュニティバス (梶原町)	公共交通空白地区の解消を目的として柔軟に運行し、住民の生活を支える移動手段として機能する。
タクシー (介護タクシー含む)	・くるめハイヤー ・四万川交通ハイヤー ・ゆすはら介護タクシー	利用者の都合に応じて柔軟に運行し、住民や来訪者の移動を支える。

2-3. 計画の目標

(1) 計画の目標の設定

「課題の洗い出し」及び「本町の地域交通が目指す姿」を踏まえ、本計画の目標と
そのための目標値を次のとおり設定する。

項目	現況値	目標値
目標 01：路線バス（高知高陵交通）を活性化させる		
目標値 01 地域間幹線系統の利用者数（平均乗降者数）	3.65 人/日	4.01 人/日
目標値 02 地域内幹線系統の利用者数（平均利用者数）	16.29 人/日	16.29 人/日
目標値 03 高知高陵交通に対する公的資金投入額	2,897 円/人 6,153 円/人	2,897 円/人 6,153 円/人 を超えない
目標値 04 地域内幹線系統の収支率	43.54%	43.54%より 悪化しない
目標 02：梶原町コミュニティバスを活性化させる		
目標値 05 コミュニティバスの利用者数	2,260 人/年	2,748 人/年
目標値 06 コミュニティバスに対する公的資金投入額	8,111 円/人	8,111 円/人 を超えない
目標値 07 コミュニティバスの収支率	2.91%	2.91%より 悪化しない
目標 03：利用者に寄り添う公共交通網を実現させる		
目標値 08 公共交通網に対する満足度	経路 68.2% ダイヤ 50.0% 情報 59.1%	全項目 85.0%以上
目標値 09 地区別意見交換会への参加者数	54 人/年	54 人/年 を下回らない
目標 04：車利用から公共交通利用に転換しやすい環境整備		
目標値 10 交通 ICカードの所持者数	193 枚	221 枚
目標値 11 バス乗り方教室への参加者数	10.8 人/回	10.8 人/回 を下回らない

※ ここで示した目標値の詳細は“3-3. 目標値とその評価指標の設定”（20 頁～）
に整理している。

3. 計画の推進

3-1. 基本方針の整理

計画の目標を実現させるための取り組みを体系的に整理し、取り組みの基本方針としてまとめる。

基本方針 1：公共交通網の利便性向上と維持

現計画に従い実施した令和4年10月の路線再編以降、地域の移動ニーズの変化に対応した運行見直し（路線再編）を行い、現在に至っている。今後も利用者が公共交通を利用することがメリットとなるよう利便性の向上に努めていくとともに、地域の移動ニーズの変化を的確に把握し、それに対応する公共交通網として持続させていく。

基本方針 2：利用促進の取り組みを通じた公共交通網の活性化

地域住民及びバス利用者の要望や意見を把握し、移動ニーズとして整理するとともに、バス利用者に“便利になった”、“分かりやすい”と感じてもらえ、バスの利用に踏み切れていない人には実際にバスを体験し、バスに対する抵抗感を取り払ってもらうなど公共交通網利用促進を推進する。

基本方針 3：地域とのつながりを深め、地域に貢献する公共交通網

公共交通網が本町の様々な主体と連携することで効率的に課題を解決し、さらなる町の活性化及び安定した維持に寄与する取り組みを推進する。

3-2. 具体的施策の整理

次の頁より、3つの基本方針ごとに具体的な施策を整理する。

基本方針 1：公共交通網の利便性向上と維持

施策 1-1：運行経路及びダイヤの見直しを通じた地域の移動ニーズとの整合

[施策の内容]

時間とともに変化する住民や来訪者の移動ニーズ（目的地、移動時間、滞在時間など）を把握し、その変化に常に対応する公共交通網として機能することを目指す。町内の路線バスとコミュニティバスについて、移動ニーズの変化に合わせて運行体系（運行経路、運行ダイヤなど）の見直しを行う。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や来訪者の移動ニーズを整理する（施策 2-3）。 ・移動ニーズの変化が明らかな場合、公共交通事業者とともに検討及び調整に取り組み、コミュニティバスについては主体的に再編を行う。路線バスについては高知高陵交通が取り組む路線再編を支援する。 ・再編を行う路線の沿線住民に対して、事前に周知を行う。
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員や窓口を通じて寄せられる利用者からの要望や意見を町と共有し、必要に応じて対応策を検討する。 ・再編実施の手続きに取り組む。 ・路線再編に係る利用者への周知に町とともに取り組む。

[実施スケジュール]

令和 8 年度に再編に向けた調整を経て、路線の再編を行う。令和 9 年度以降は、移動ニーズの検証を行い、必要に応じて随時路線再編に取り組む。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
調整 再編実施	検証 (再編実施)	検証 (再編実施)	検証 (再編実施)	検証 (再編実施)

図：令和8年度に再編実施及び再編検討を行う路線



① デマンドおちめん線
・月曜日も運行できるように調整を行う。
② デマンドしまがわ線の栲原直通
・路線バスを乗り継いで栲原中心部に出られているデマンドしまがわ線を、栲原中心部まで直通させる。併せて路線バス竜王線（高知高陵交通）をスクールバス運行便（混乗便）としての運行とする。
・月曜日も運行できるように調整を行う。
③ デマンド松谷・東向・上成線
・現在水曜日だけの運行日を増やす方向で検討を行う。
④ 久万高原町営バスとの接続
・デマンドおちめん線を愛媛県久万高原町の町営バス古味バス停まで延伸させる。
・デマンドおちめん線の接続は高知高陵交通の須崎方面を優先させる。
⑤ 鬼北町との連携
・鬼北町日吉方面とつなぐ路線を検討する。

施策 1-2：公共交通網の改善を目指して関係者が調整する場づくり

[施策の内容]

本町の公共交通網を運行する高知高陵交通とコミュニティバス運行事業者が集まり、交通結節点における接続や全体の運行ダイヤなど、町内の公共交通網の利便性向上について調整する場を設置する。

主に地域間幹線系統と地域内幹線系統の運行を担う高知高陵交通と、フィーダー系統を主に運行するコミュニティバス運行事業者（ゆすはら乗合自動車運行事業体）、そして梶原町が協議を行う。

実施主体とその役割	
梶原町	<ul style="list-style-type: none"> ・路線再編の必要性が高まるタイミングに開催を呼びかけ、協議の進行と事務局機能を担う。 ・協議の場で決定した事項をもとに路線再編に取り組み、住民への情報発信なども実施する。
高知高陵交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆすはら営業所が参加し、路線バス事業者として意見及び提案を行う。 ・決定事項の実現に向けて各種手続きなど町に協力する。
ゆすはら乗合自動車運行事業体	<ul style="list-style-type: none"> ・協議に参加し、コミュニティバス事業者として意見及び提案を行う。 ・決定事項の実現に向けて各種手続きなど町に協力する。

[実施スケジュール]

本町の公共交通網に再編が求められる場合に、その判断のための調査に取り組み、その成果をもとに協議を行う。令和8年度に再編を予定していることから、計画期間初年度に協議を行う。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
調査・協議	調査・協議 (予定)	調査・協議 (予定)	調査・協議 (予定)	調査・協議 (予定)

施策 1-3 : 利用しやすい運賃の設定

[施策の内容]

町内を運行する高知高陵交通の路線バスとコミュニティバスの運賃には大きな価格差があり、居住地によって本町中心部までの移動に要する費用が大きく異なる。また、松原区では本町中心部まで移動するにはコミュニティバスと路線バスを乗り継ぐ必要があるが、コミュニティバスのみで移動できる初瀬区や越知面区などと比較すると費用が高くなる。

このため、この価格差を抑制し、路線バスもコミュニティバスも利用拡大につなげる検討を行う。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none"> 高知高陵交通の運賃低廉化に必要な手続き支援する。 運賃低廉化に関する周知と利用促進に取り組む。 高知高陵交通の運賃低廉化による収入減に補填を行う。
高知高陵交通	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が利用しやすい運賃設定を検討する。 運賃低廉化の周知と利用促進に取り組む。

[実施スケジュール]

令和8年度に、高知高陵交通の運賃低廉化を周知する活動も含めて実現させ、その後は検証を繰り返して必要に応じて対応策を検討する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
低廉化の実施	検証	検証	検証	検証

施策 1-4 : 利用しやすいコミュニティバス予約方法の検討

[施策の内容]

コミュニティバスの予約方法について、要望の多い当日予約や柔軟な運用（キャンセル後の再予約など）について、運行事業者とともに検討と改善に取り組む。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性確保の視点から現状より柔軟な予約方法の検討を行う。
ゆすはら乗合自動車運行事業体	<ul style="list-style-type: none"> 乗務員確保の視点から、町の検討に参加し意見する。 予約方法の変更（改善）の周知に取り組む。

[実施スケジュール]

常に利用者からの要望を踏まえた改善の検討を行う。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
検討及び改善	検討及び改善	検討及び改善	検討及び改善	検討及び改善

施策 1-5 : すべての人にわかりやすい情報発信

[施策の内容]

町内における移動手段のひとつとして公共交通網を利用してもらえるよう、わかりやすい情報発信に取り組む。様々な場面で有効な情報を発信するため、次の異なる情報発信ツールを制作する。

① 路線別運行情報

路線沿線に暮らす住民のために、その路線の情報をチラシもしくはリーフレットにまとめて作成し、配布する。

② 公共交通ガイド

本町の公共交通網を紹介する情報総合冊子として町内を運行する全てのモードの路線図、時刻表、運賃、運行事業者情報などを整理し、バス車内や集客施設、ゆすはら営業所などで配布する。

③ WEBによる発信

本町の公共交通網を確認できるホームページとして整理する。

④ リアルタイム運行情報

道路状況や天候による急な運休情報など、利用者がリアルタイムで運行に関する情報を入手できる手法を導入する。例として、SNSを活用した情報発信や、公共無線を活用する方法が考えられる。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none">全ての情報発信ツールを制作し、配布する。路線再編など、運行体系の変化に合わせて制作する。
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none">情報発信ツールの制作に協力する。バス利用者やタクシー利用者などに配布する。
集客施設	<ul style="list-style-type: none">④ リアルタイム運行情報における急な運休などの情報を、SNSで確認できない人のために情報掲示するなど、ユニバーサルな情報提供に協力する。

[実施スケジュール]

路線再編を実施する1ヶ月ほど前から路線別運行情報を沿線地区に配布し、運行のかたちが変わることを周知する。また、WEBの掲載内容を更新する。その後公共交通ガイドを作成して必要とする人に配布する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)

施策 1-6 : 交通結節点におけるわかりやすい情報掲示

[施策の内容]

地域間幹線系統と地域内幹線系統、もしくはフィーダー系統との乗り換え拠点となるマルシェ・ユスハラやゆすはら営業所において、土地勘のない人でも乗り換えに必要な情報が入手できる環境整備を行う。同様に地域内幹線系統とフィーダー系統の乗り換え拠点となる四万川診療所バス停、松原バス停にも同様に乗り換えを円滑にするための情報掲示に取り組む。

実施主体とその役割

梶原町	・路線バス（地域間幹線系統、地域内幹線系統）とコミュニティバス間での乗り換え情報掲示板を作成し、わかりやすく掲示する。
高知高陵交通	・町が作成する情報掲示板を、利用者が目にしやすい場所に掲示する。
マルシェ・ユスハラ	・町が作成する情報掲示板を、施設一階ロビーの利用者が目にしやすい場所に掲示する。

[実施スケジュール]

路線再編が実施されるたびに情報を更新したものを作成し、各所に掲示する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施

施策 1-7 : バス停の更新及びバス停掲示物の内容拡充

[施策の内容]

町内のバス停について、従来の木製のものから金属製のバス停標柱への更新をすすめる。また、バス停掲示物について、路線図と時刻表、運行事業者の連絡先を記載したものに内容の拡充を行う。

実施主体とその役割

梶原町	・バス停標柱の更新について、県などの事業を導入して推進する。 ・内容を拡充したバス停掲示物を作成する。
公共交通事業者	・バス停の更新に取り組む。

[実施スケジュール]

毎年実施する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施	実施	実施	実施	実施

施策 1-8 : 地域の移動手段として公共交通網を維持する

[施策の内容]

路線バスとコミュニティバス、タクシー（介護タクシーを含む）が、持続する地域の公共交通として機能する。また、乗務員確保の取り組みを町が支援する。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none">・持続する公共交通網として機能するよう、必要で適正な公的資金を投入する。そのために効果的な国や県の事業及び制度を最大限に活用する。・バスやタクシーの乗務員不足に陥らないよう、必要に応じて乗務員確保の取り組みを支援する。
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域の公共交通網として持続させるよう取り組む。・乗務員確保について、町の協力を得て取り組む。

[実施スケジュール]

毎年実施する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施	実施	実施	実施	実施

基本方針 2 : 利用促進の取り組みを通じた公共交通網の活性化

施策 2-1 : 町内の公共交通網の運行情報をわかりやすく整理し発信する

[施策の内容]

利用促進の側面からの公共交通利用につなげる（利用を喚起する）情報発信として、広報紙などを通じて全ての町民にバスの運行情報や利用方法などをわかりやすく解説、発信する。多くの町民に車以外の移動手段として認識してもらうことを目的とする。

実施主体とその役割

梶原町	・広報紙などを通じた情報発信。
公共交通事業者	・町の情報発信に協力する。

[実施スケジュール]

毎年四半期ごとに町広報紙を通じて情報発信を行う。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
実施	実施	実施	実施	実施

施策 2-2 : 住民との膝をつき合わせた意見交換及び説明による周知活動

[施策の内容]

地区ごとに住民と膝をつき合わせて生活交通及び移動手段確保をテーマに意見交換する場を定期的に開催する。この場で得られた意見や要望は、路線再編及びサービスの向上に反映する。また、まだバスを使ったことがない人やバス利用に踏み切れていない人にバスの利用方法や時刻表の見方をわかりやすく解説し、バス利用者の増加につなげる。

実施主体とその役割

梶原町	・毎年、地区別意見交換会を開催する。 ・得られた意見や要望を路線再編やサービス向上に反映する。
-----	--

[実施スケジュール]

毎年開催する。開催する地区については、利用状況などをもとに決定する。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
実施	実施	実施	実施	実施

施策 2-3：住民やバス利用者の移動ニーズを把握する定期的な調査

[施策の内容]

本町を運行する路線バスとコミュニティバスの利用者に対して、利用するそれぞれの乗り物の満足度や意見、要望を聞くアンケート調査を定期的を実施する。この調査から得られた分析結果をもとに、路線再編の検討を行う。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の路線バス及びコミュニティバス利用者にアンケート調査を実施する。 ・アンケート調査の分析結果を踏まえ、路線再編の必要性の検討、新たなサービスの検討などを行う。
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・町が実施するアンケート調査に協力する。

[実施スケジュール]

令和8年度は路線再編の実施が確定しているためアンケート調査は行わない。令和9年度と最終年度には実施するものの、令和10年度及び11年度の調査については状況を見て検討する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
—	実施	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施	最終評価のため に実施

施策 2-4：公共交通網の利用方法やマナーなどをわかりやすく学べる場づくり

[施策の内容]

本町の公共交通網として機能する路線バスとコミュニティバスを身近な乗り物として感じてもらうバス乗り方教室を毎年開催する。特に車の運転に区切りをつけ、バス利用を考えているものの実際の利用に踏み切れていない人にわかりやすくバスを体験してもらい、併せて時刻表の見方やICカードの利用方法、バス利用時のマナーなど体験を通して知ってもらう場として開催する。

また、自動車運転免許証の自主返納について、その意義と返納方法、メリットとデメリットなどについてわかりやすく解説する。

実施主体とその役割

梶原町	・バス乗り方教室を毎年開催する。
高知高陵交通	・町が開催するバス乗り方教室に協力し、車両を現地に持ち込み説明などを行う。

[実施スケジュール]

毎年複数の地区を対象として開催する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
開催	開催	開催	開催	開催

基本方針 3：地域とのつながりを深め、地域に貢献する公共交通網

施策 3-1：福祉施策との連携による移動制約者の見守り

[施策の内容]

定期的に同じ経路を運行するバス乗務員による地域の見守り体制を構築する。特に高齢者や子どもなどに異常が感じられる場合、すぐに担当窓口に乗務員から連絡し、その連絡を受けた部署が現地に急行して対応する。想定される異常事態として「認知症患者の徘徊」や「子どもの過度な遠出、連れ去り」などが考えられる。

実施主体とその役割

梶原町	・見守り体制を構築する。
公共交通事業者	・見守り体制構築に協力する。 ・乗務員に異常事態確認時の対処方法などを共有する。

[実施スケジュール]

令和 8 年度に体制構築に向けた調整を行い、令和 9 年度に体制構築、それ以降に施策の維持に取り組んでいく。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
調整	体制構築	維持	維持	維持

施策 3-2：運転免許証の自主返納に対する正しい情報発信

[施策の内容]

自動車の運転免許証の自主返納に関する正しい情報発信を行うためのツールとして、チラシもしくはリーフレットを作成し、活用（施策 2-4 など）する。ただし、返納を促すことを目的とするのではなく、正しい情報のもとに返納を考えてもらうきっかけになることをねらいとする。

実施主体とその役割

梶原町	・自動車運転免許証の自主返納に関するチラシ（もしくはリーフレット）を作成し、それを活用した周知活動に取り組む。
-----	---

[実施スケジュール]

令和 8 年度に情報発信ツールを作成し、それ以降そのツールを活用した広報に取り組む。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
作成と活用	活用	活用	活用	活用

施策 3-3 : 来訪者の移動をサポートし、地域の活性化につなげる施策との連携

[施策の内容]

本町に観光で来訪する人たちの町内における移動手段として公共交通網を利用してもらえよう、その連携方法を検討し、可能なものから実行する。「町中心部と四国カルスト方面」や「町中心部と太郎川公園」、「町内の周遊」などが想定され、一部先行して推進されている観光アクセス事業との連携も想定する。

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none"> 一部推進されている観光アクセス事業との連携や、観光協会との連携による公共交通網の観光利用について検討を深める。
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 町や観光協会とともに公共交通網の観光利用について検討を行う。
ゆすはら 雲の上の観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 観光来訪者の移動の概要などを整理し、町や公共交通事業者と公共交通網の観光利用について検討を行う。

[実施スケジュール]

毎年検討を協議し、可能性のある事業から率先して実施につなげる。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
検討 可能なものか ら実施	検討 可能なものか ら実施	検討 可能なものか ら実施	検討 可能なものか ら実施	検討 可能なものか ら実施

施策 3-4 : 集客施設との連携による快適な公共交通利用

[施策の内容]

町内の集客施設に施設利用者が公共交通でも訪問しやすくなるよう、帰り便の時刻や全体の路線図などをわかりやすく整理した情報掲示物を作成し、利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

想定する 対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ マルシェ・ユスハラ（施策 1-5 で実施） ・ 梶原病院、四万川診療所、松原診療所 ・ スーパー丸味 ・ 各集落活動センター ・ 雲の上の温泉、道の駅ゆすはら、太郎川公園 ・ 雲の上の図書館、梶原町役場
----------------------	--

実施主体とその役割

梶原町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者にわかりやすく公共交通の運行情報を整理した情報掲示物を作成し、各集客施設に提供する。
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供された情報掲示物を利用者にとって目に付きやすい場所に掲示する。

[実施スケジュール]

令和 8 年度に掲示物を作成、掲示する。それ以降再編などの度に情報を更新したものを作成し、掲示する。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
実施	実施	実施	実施	実施

施策 3-5 : 地域の子どもの通学手段の在り方整理

[施策の内容]

梶原学園の登校時間帯（午前8時頃）に自家用車による送迎車両の乗入れを規制し、それを広報する。これまで乗入れていた児童送迎は役場駐車場までとするなど新たなルールを設け、交通の輻輳による安全リスク回避と子どもの運動時間確保につなげる。また、可能な限り登下校には自家用車でなくバスを活用するように要請する。

実施主体とその役割

梶原町	・教育委員会とともに通学手段の在り方を整理する。
町教育委員会	・通学手段の在り方を整理する。 ・保護者に対して取り組みの理解を得るための周知に取り組む。

[実施スケジュール]

令和8年度にルールを整理し、保護者に周知する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施	実施	実施	実施	実施

施策 3-6 : 環境を大切にすることを意識の醸成

[施策の内容]

町内の児童や生徒を対象として、森林保全やエネルギー自給率の向上など、本町の環境保全に対する意識を醸成する取り組みを推進する。併せて公共交通利用が個別の自動車利用より環境負荷を抑制できることも学習する。

実施主体とその役割

梶原町 町教育委員会	・環境保全と公共交通利用に関する学習の機会を町教育委員会と調整し、実施する。
梶原学園 梶原高校	・町が主導する環境保全と公共交通利用に関する学習を受け入れる。

[実施スケジュール]

毎年実施する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施	実施	実施	実施	実施

3-3. 目標値とその評価指標の設定

本計画の目標値を設定する。また、その目標値の達成が現実的かどうかを計画期間内に検証するための評価指標を併せて設定する。

目標 01：路線バス（高知高陵交通）が活性化する

目標値 01：地域間幹線系統の利用者数

[指標設定の考え方]

路線バス（高知高陵交通）の利便性の維持と運賃低廉化の実現、そしてフィーダーバスであるコミュニティバスの利便性が向上することで、地域間幹線系統である“須崎－梶原線”の利用者数も増加するものとする。ただし本町内における“須崎－梶原線”の運行距離が短いため、路線全体での評価がしづらい。そこで、本庁内の当該バス停の乗車数及び降車数の平均値で検証する。

[検証方法]

“須崎－梶原線”の町内における乗降者数を「ICカード」データから毎年1月1日から12月末日まで停留所別に整理し、町内における1日平均乗車数と降車数を算出する（現金利用者は除く）。

算出した1日平均の乗車数と降車数の合計値を検証の対象とする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和7年の実績を現況値とし最終評価年度である令和12年実績が、現況値より10%を超えて増加していることを目標とする。それまでの期間は令和8年から傾斜的に増加していくことを視野に入れて注視していく。

評価年度	乗車平均	降車平均	計
令和7年（現況値）	1.78人	1.87人	3.65人
令和8年	1.81人	1.90人	3.71人
令和9年	1.84人	1.94人	3.78人
令和10年	1.87人	1.98人	3.85人
令和11年	1.91人	2.02人	3.93人
令和12年（目標値）	1.95人	2.06人	4.01人

目標値 02 : 地域内幹線系統の利用者数

[指標設定の考え方]

路線バス（高知高陵交通）の利便性の維持と運賃低廉化の実現、そしてフィーダーバスであるコミュニティバスの利便性が向上することで、地域内幹線系統の各路線利用者数も増加するものとする。ただし、路線再編により一部の地域内幹線系統の大幅な減便が想定されることから、全路線の一日平均利用者数を比較する。

[検証方法]

地域内幹線系統である“竜王線”“上西の川線”“越知面線”“松原線”“四万川線（休日）”全路線の利用者数から、「総利用者数」と「1日平均利用者数」を算出して検証する。データは毎年1月1日から12月末日とする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和7年の実績を現況値とし最終評価年度である令和12年実績が、現況値を下回らないことを目標とする。理由として、本町周辺部の地区及び集落の人口減少が進んでいるためであり、現状を維持することも重要であるとする。

評価年度	総利用者数	一日平均人利用者数
令和7年（現況値）	4,152人	16.29人
令和8年	4,152人	16.29人
令和9年	4,152人	16.29人
令和10年	4,152人	16.29人
令和11年	4,152人	16.29人
令和12年（目標値）	4,152人	16.29人

目標値 03：高知高陵交通に対する公的資金投入額

[指標設定の考え方]

地域間幹線系統及び地域内幹線系統を運行する高知高陵交通への公的資金投入額を検証する。適正な支出には適正な利用があるべきと考え、利用者ひとり当たりの公的資金投入額として算定し、令和 12 年度（補助年度）の値が令和 7 年度（補助年度）の現況値を超えていないことを目標とする。

[検証方法]

高知高陵交通に対する町の公的資金投入額と当該期間の利用者数から、ひとり当たりの費用を算出する。ただし、スクールバスとしての運行委託料はこの算定に含まないこととする。期間はバスの補助年度とし、毎年 10 月 1 日から翌 9 月末日までとする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和 12 年度（補助年度）の利用者ひとり当たりの公的資金投入額が、令和 7 年度（補助年度）の値を超えないことを目標とする。

評価年度		公的資金投入額	利用者ひとり当たり
令和 7 年度 (現況値)	地域間幹線系統	4,232 千円	2,897 円
	地域内幹線系統	26,261 千円	6,153 円
令和 12 年度 (目標値)	地域間幹線系統	4,232 千円	2,897 円を超えない
	地域内幹線系統	26,261 千円	6,153 円を超えない

目標値 04：地域内幹線系統の収支率

[指標設定の考え方]

地域内幹線系統の収支率を検証し、その収支率が令和 12 年度（補助年度）の値が令和 7 年度（補助年度）の現況値から悪化していないことを目標とする。

地域間幹線系統である須崎－栲原線はわずかな距離が本町内を運行している状況であるため、収支率の算定から除外する。

[検証方法]

高知高陵交通の地域内幹線系統の運賃収入が運行経費（運行費用＋運行委託料）に占める割合を収支率として算定する。ただし、スクールバスとしての運行委託料はこの算定に含まないこととする。算定の期間はバスの補助年度とし、毎年 10 月 1 日から翌 9 月末日までとする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和 12 年度（補助年度）の収支率が令和 7 年度（補助年度）の値より悪化していないことを目標とする。

評価年度	運行経費	運賃収入	収支率
令和 7 年度（現況値）	60,581 千円	25,323 千円	41.80%
令和 12 年度（目標値）	60,581 千円	25,323 千円	41.80%より 悪化しない

目標 02：梶原町コミュニティバスが活性化する

目標値 05：コミュニティバスの利用者数

[指標設定の考え方]

フィーダーバスであるコミュニティバスの利便性が向上することで、コミュニティバスの利用者数が増加することを目標とする。

[検証方法]

コミュニティバス乗務員が記録する利用状況データから、毎年1月1日から12月末日までの利用者数を算出する。

[目標値及び各年の評価指標]

令和7年の実績を現況値として、令和8年は再編の効果がまだ出ないと考え、前年と同程度とし、令和9年から毎年5.0%ずつ増加するものと目標を設定する。

評価年度	計
令和7年（現況値）	2,260人
令和8年	2,260人
令和9年	2,373人
令和10年	2,492人
令和11年	2,617人
令和12年（目標値）	2,748人

目標値 06：コミュニティバスに対する公的資金投入額

[指標設定の考え方]

コミュニティバスへの公的資金投入額を検証する。適正な支出には適正な利用があるべきと考え、利用者ひとり当たりの公的資金投入額として算定し、令和12年度（補助年度）の値が令和7年度（補助年度）の現況値を超えていないことを目標とする。

[検証方法]

コミュニティバスに対する町の公的資金投入額とその期間の利用者数からひとり当たりの費用を算出する。期間はバスの補助年度とし、毎年10月1日から翌9月末日までとする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和12年度（補助年度）の利用者ひとり当たりの公的資金投入額が、令和7年度（補助年度）の値を超えないことを目標とする。

評価年度	公的資金投入額	利用者ひとり当たり
令和7年度（現況値）	17,780千円	8,111円
令和12年度（目標値）	17,780千円	8,111円を超えない

目標値 07：コミュニティバスの収支率

[指標設定の考え方]

コミュニティバスの収支率を検証し、その収支率が令和 12 年度（補助年度）の値が令和 7 年度（補助年度）の現況値から悪化していないことを目標とする。

[検証方法]

コミュニティバスへの運行委託料と運賃収入及びフィーダー補助金から収支率を算定する。期間はバスの補助年度とし、毎年 10 月 1 日から翌 9 月末日までとする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和 12 年度（補助年度）の収支率が令和 7 年度（補助年度）の値より悪化していないことを目標とする。

評価年度	運行委託料	運賃収入	収支率
令和 7 年度（現況値）	19,574 千円	570 千円	2.91%
令和 12 年度（目標値）	19,574 千円	570 千円	2.91%より悪化しない

目標 03：利用者に寄り添う公共交通網

目標値 08：公共交通網に対する満足度

[指標設定の考え方]

町内の公共交通利用者に対してアンケート調査を行い、「運行経路」、「運行ダイヤ」、「情報発信」の各項目に対する満足度を整理し、検証を行う。

日頃から思う不満事項や改善要望などを提示してもらい、実際の運行に反映できるところは反映し、より利用者に寄り添った運行につなげる。

[検証方法]

計画初年度（令和 8 年度）に路線再編を行うことから、その次年度（令和 9 年度）と最終年度（令和 12 年度）に再度利用者へのアンケート調査を行い、その結果を検証する。

[目標値及び各年の評価指標]

令和 12 年度に実施するアンケート調査において、回答の満足傾向が 85.0%以上になることを目標とする。

	運行経路	運行ダイヤ	情報発信
令和 7 年度（現況値）	68.2%	50.0%	59.1%
令和 9 年度	75.0%	75.0%	70.0%
令和 12 年度（目標値）	85.0%以上	85.0%以上	85.0%以上

目標値 09：地区別意見交換会への参加者数

【指標設定の考え方】

町が毎年開催している地区別意見交換会は、住民にとってバス利用を考える機会となっており、さらに時刻表の見方やバス利用時のマナーなどを学ぶ場としても機能し、意見交換会への参加がきっかけとなりバス利用者が増加していくことを目指す。

そのためできる限り多くの参加者を集め、「車利用から公共交通も利用してみる」という行動変容につなげていくことを目指す。

【検証方法】

毎年、町が開催する地区別意見交換会への参加者数をカウントして検証する。期間は毎年4月1日から翌3月末日までとする。

【目標値及び各年の評価指標】

令和7年度に行った地区別意見交換会の合計参加者数を現況値とし、計画期間中、毎年この現況値を下回らない参加者数を集めることを目標とする。

	合計
令和7年度（現況値）	54人
令和12年度（目標値）	54人を下回らない

目標 04：車利用から公共交通利用に転換しやすい環境整備

目標値 10：交通 I Cカードの所持者数

[指標設定の考え方]

積極的に I Cカード所持のメリットを説明して公共交通利用者の拡大につなげていくことを目指す。

将来的に現在の I Cカードが別のものに切り替わる可能性があり、現状のサービスがどの程度維持されるかは現在のところ不明であるが、I Cカードの所持がバス利用者にとってメリットが大きいと考え、指標とする。

[検証方法]

毎年 3 月末時点で調査を行い、梶原町在住者による交通 I Cカード所持者数をその種類別に検証する。検証の対象は「合計」とする。

[目標値及び各年の評価指標]

毎年 3.0%ずつ増加することを目標値とし、計画期間内の各年度の目標値を次のとおり設定する。

	合計
令和 8 年 1 月時点（現況値）	193 枚
和 9 年 3 月末	198 枚
令和 10 年 3 月末	204 枚
令和 11 年 3 月末	209 枚
令和 12 年 3 月末	215 枚
令和 13 年 3 月末（目標値）	221 枚

目標値 11：バス乗り方教室への参加者数

[指標設定の考え方]

町が毎年開催しているバス乗り方教室は、住民にとってバス利用を考える機会となっている。また、時刻表の見方や I Cカードの使い方などを学ぶ場としても機能し、バス乗り方教室をきっかけにバス利用者が増加していくことを目指す。

[検証方法]

毎年、町が開催するバス乗り方教室への参加者数をカウントし、1カ所当たりの参加者数平均を算出して検証する。期間は毎年 4 月 1 日から翌 3 月末日までとする。

[目標値及び各年の評価指標]

令和 7 年度に行ったバス乗り方教室の一回平均参加者数を現況値とし、令和 13 年度の一回平均参加者数が現況値を下回らないことを目指す。

	合計
令和 7 年度（現況値）	10.8 人/回
令和 12 年度（目標値）	10.8 人/回を下回らない

3-4. 計画を推進するために導入する事業

(1) 地域公共交通確保維持改善事業の導入（継続）

コミュニティバスの運行を支えている地域公共交通確保維持改善事業は、路線の見直し及び再編を行いつつ、引き続き事業を推進する。

□ フィーダー路線として位置づける路線

① フィーダー路線	
コミュニティバス (区域運行路線)	<ul style="list-style-type: none">・デマンドしまがわ線・デマンド松谷・東向・上成線・デマンドおちめん線・デマンド神在居・太郎川・仲洞線・デマンドはつせ線
② フィーダー路線が接続する幹線系統 <ul style="list-style-type: none">・須崎－梶原（高知高陵交通）	
③ 地域公共交通確保維持事業を導入する理由 <ul style="list-style-type: none">・国から財政支援を確保し、本町が負担する経費を抑制することで、フィーダー路線の安定的な維持を図る。・フィーダー路線として運行するコミュニティバスに対し、事業評価等を通じて客観的な視点からのアドバイスを得て、適正な運行につなげる。	

(2) 地域公共交通利便増進事業の導入（新規）

本計画の推進を力強く後押しするため、令和8年度に地域公共交通利便増進実施計画を策定し、地域公共交通利便増進事業を導入する。

3-5. 評価及び検証

(1) 評価のスケジュール

本計画の計画期間中、次のスケジュールにて事業進捗とその成果を検証する。

計画の期間		実施内容
計画初年度 令和8年度	4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議における事業概要の共有 ・事業の開始
	7月～9月	
	10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・次年度予算への反映
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議における次年度事業の確認
令和9年度	4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・地域公共交通会議における全体評価 ⇒ 必要に応じて追加事業の開始
	7月～9月	
	10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・次年度予算への反映
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議における次年度事業の確認
令和10年度	4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・地域公共交通会議における全体評価 ⇒ 必要に応じて追加事業の開始
	7月～9月	
	10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・次年度予算への反映
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議における次年度事業の確認
令和11年度	4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・地域公共交通会議における全体評価 ⇒ 必要に応じて追加事業の開始
	7月～9月	
	10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・次年度予算への反映
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議における次年度事業の確認
計画最終年度 令和12年度	4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・地域公共交通会議における全体評価 ⇒ 必要に応じて追加事業の開始
	7月～9月	
	10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検証部会による評価・検証 ・次年度予算への反映
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議における総合評価

事業の開始	計画初年度の第一回地域公共交通会議にて計画に記載のある事業概要が共有された後、具体的な事業を開始する。
事業検証部会による 評価・検証	新たに立ち上げる事業検証部会にて、路線バス及びコミュニティバスの利用状況を検証し、当該年度の事業進捗について確認する。毎年5月、11月に開催する。
次年度予算への反映	事業進捗の評価及び検証を踏まえ、次年度取り組む事業を精査し、事業計画及び事業予算に反映する。
地域公共交通会議における 全体評価	毎年6月の第1回地域公共交通会議において、それまでの1年間を振り返り、事業の進捗及び評価等を検証する。
域公共交通会議における 次年度事業の確認	毎年度最終地域公共交通会議において、次年度取り組むべき事業の確認と役割分担等の確認を行う。
必要に応じて 追加事業の開始	地域公共交通会議における検証を経て、予定通りの進捗が達成されていない場合は、追加事業を設定し、取り組みを開始する。
地域公共交通会議における 総合評価	計画最終年度の地域公共交通会議において、計画期間の5年間を総合的に検証し、必要に応じて次期計画に引き継ぐべき事項を整理する。

(2) 評価の実施体制

本計画の評価を行う実施体制として、次のとおり体制と役割を整理する。

組織	体制及び役割	
地域公共交通会議	体制	法定協議会としての梶原町地域公共交通会議
	役割	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の事業進捗を評価する ・事業検証部会からの報告を元に、必要に応じて追加事業の検討と決定 ・その他必要な事項
事業検証部会	体制	梶原町まちづくり産業推進課 交通事業者
	役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の公共交通網の利用状況の確認 ・課題のある路線及び区間について整理し、地域公共交通会議に報告する